

## 第一百七十七回

## 参議院総務委員会会議録第十二号

平成二十三年五月十日(火曜日)  
午前十時開会

## 委員の異動

五月二日

## 辞任

梅村

吉田 忠智君

## 補欠選任

又市 征治君

五月六日

## 辞任

梅村 聰君

## 補欠選任

友近 聰朗君

## 委員

出席者は左のとおり。

## 理事

吉田 忠智君

## 補欠選任

又市 征治君

山下 芳生君  
片山虎之助君  
又市 征治君  
片山 善博君

山下 芳生君  
片山虎之助君  
又市 征治君  
片山 善博君

(被災自治体への人的支援に関する件)  
(下水道事業の経営状況に関する件)  
(被災地の意向を反映した復興の在り方にに関する件)  
(国家公務員の制度改革及び給与削減に関する件)

め、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣参考官藤井直樹君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(藤末健三君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○理事(藤末健三君) 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に

に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

○行田邦子君 民主党・新緑風会の行田邦子で

す。

私は、あの三月十一日の震災の直後から民主党の地震対策本部で、被災地の方、それからボランティアの活動をされたいといった、支援をしたい

といつた方、様々な方からの生のお声を聞いてま

いました。そうしたお声を聞く中で、そうした

声を踏まえた上で、今日は、前半部分については

震災対応について何点か質問させていただきま

す。後半は下水道事業について主に質問させてい

ただきます。

まず、私は、民主党の地震対策本部で、被災地

の皆さん、自治体の職員の方の声もいろいろと聞

いてまいりました。それから、仮設住宅の建設や

瓦れきの撤去といった作業をする方からもいろん

な相談を受けてまいりました。そうした中で感じ

ていることとしてますありますのは、市町村の行

政機能というのはかなり残念ながら低下してし

まつてているといった実情でございます。これもや

國務大臣	副大臣	総務大臣	副大臣	総務大臣	副大臣	國務大臣
片山 善博君	鈴木 克昌君	平岡 秀夫君	笹木 竜三君	松下 忠洋君	森田 誠二君	山下 芳生君
又市 征治君	藤末 健三君	岡本 充功君	小林 正夫君	岡本 充功君	藤井 直樹君	片山虎之助君
片山さつき君	松下 新平君	久木田 豊君	佐々木敦朗君	久木田 豊君	行田 邦子君	吉川 沙織君
松下 新平君	魚住裕一郎君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
石橋 通宏君	石橋 通宏君	藤井 直樹君	藤井 直樹君	藤井 直樹君	藤井 直樹君	吉川 沙織君
小西 洋之君	小西 洋之君	久木田 豊君	久木田 豊君	久木田 豊君	久木田 豊君	吉川 沙織君
行田 邦子君	行田 邦子君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
武内 則男君	武内 則男君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
友近 聰朗君	友近 聰朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
難波 権二君	難波 権二君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
吉川 沙織君	吉川 沙織君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
磯崎 陽輔君	磯崎 陽輔君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
岸 宏一君	岸 宏一君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
世耕 弘成君	世耕 弘成君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
中西 祐介君	中西 祐介君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
藤川 政人君	藤川 政人君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
山崎 力君	山崎 力君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
山本 順三君	山本 順三君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
石川 博崇君	石川 博崇君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君
寺田 典城君	寺田 典城君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	佐々木敦朗君	吉川 沙織君

○本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消  
防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のた

○理事(藤末健三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。  
行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消  
防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のた

昨日までに、梅村聰君及び吉田忠智君が委員を辞任され、その補欠として友近聰朗君及び又市征治君が選任されました。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、梅村聰君及び吉田忠智君が委員を辞任され、その補欠として友近聰朗君及び又市征治君が選任されました。

むないと、当然のことといえば当然だと思つておられます。未曾有の大震災ということで、市町村においても業務が、やらなければいけない業務とすることは、平常時のものに加えて震災対応ということでは増えていて、多岐にわたっています。それだけではなくて、その量といったものも大量に発生している状況。一方、私も親戚がおります大槌も行つてまいりましたけれども、中には職員が被災されただけでなくてお亡くなりになつた職員もいらっしゃるといつた状況なので、やむないかとは思つておりますけれども、瓦礫の撤去、これもなかなか進んでいないと言わせていましたし、仮設住宅も、これも早くしなければいけないといつた指摘もされている中で、こうした作業をスピードアップしていくためには、やはり被災地の市町村、自治体に対する人的支援といったものを更に質それから量的にも強化していく必要があると考えています。

○國務大臣(片山善博君) 議員がおつしやつた治体に対する人的支援というのは非常に重要であります。これから市町村が中心になって、生活支援でありますとか、また復興の諸作業をやつていただくことになりますけれども、それに当たつても人的な充足というのは重要なと思います。

私も実は、昨日、宮城県、福島県の被災地に行つてまいりまして、特にそういう役場の職員はどうかということでも関心があるものですから見てきたんですけれども、自治体によつてまちまちですけれども、近隣の市町村、同じ県内の近隣の市町村から支援を受けているという、派遣されていっているという職員も目に付きましたし、それから遠方で姉妹都市とかいろんな交流があることを通じて来ているとという職員もおられましたし、それからそういうことで足らなければ、さつきおつしやつ

また先ほど大臣がおこしやられた近隣の自立支援を受ける、されるといった関係で、かなりの職員が応援に行つているかと思います。私が生まれた岩手県遠野なんですけれども、ここは後方支援の拠点になつていてまして、かなり活発に支援を行つています。

ただ、遠野も頑張つてはいるんですけども、近隣の例えは大槌とか釜石それから陸前高田などを支援していますけれども、一対一の関係でのやり取りだけですと、あるとき例えば大槌に集中してしまってとか、と思うと、もうまた人がいなくなつてしまつといつたむらが出てくるといったこともありますし、それに長期的、それから行動性、専門性が高い業務に十分にこたえられないといったことも出てくるかと思いますので、そちら

むないと、当然のことといえば当然だと思つております。未曾有の大震災ということで、市町村にいたいと思います。

おいても業務が、やらなければいけない業務といふのは平常時のものに加えて震災対応ということで増えています、多岐にわたっています。それだけではなくて、その量といったものも大量に発生している状況。一方、私も親戚がおります大槌も行つてまいりましたけれども、中には職員が被災されただけでなくてお亡くなりになつた職員もいらっしゃるといつた状況なので、やむないかとは思つておりますけれども、瓦れきの撤去、これもなかなか進んでいないと言われていますし、仮設住宅も、これも早くしなければいけないといつた指摘もされている中で、こうした作業をスピードアップしていくためには、やはり被災地の市町村、自治体に対する人的支援といったものを更に質それから量的にも強化していく必要があると考えております。

そこでお伺いしたいと思いますが、総務省が全国市長会、町村会の協力の下実施しています市町村職員の派遣スキームがござりますけれども、今後どのように展開していくのか、お教えいただきたいたいと思います。

○行田邦子君 派遣スキームができた当初、三月二十二日だと思いますけれども、このころというものは比較的、被災地の自治体からの要望というものは、短期的な派遣もうとにかく応急的な事務などを手伝つてくれる人員が必要だといった要望が多かったのかなというふうに思つておりますけれども、今後は、本格的な復旧それから再生に向けてかなり求められる人材というのも専門性が高いもの、そしてさらには、ある程度復旧には時間が掛かると思いますので長期的な派遣といった二一ヶ月も出てくるかと思いますので、是非こちら辺もお酌み取りいただいて有効なスキームを構築していただきたいと思います。

辺も考慮していただきたいと思っております。  
そしてまた、被災地復旧それから再生のために  
は、市町村の行政機能だけではなくて、国、県、  
市町村の、この国と市町村の間にある県の行政機  
能、ここでの強化といったことも私は考えていかな  
ければいけないのかなど、皆さん様々なお声を  
聞きながら思つております。言うまでもあります  
んけれども、こういう事態になりまして、平時以  
上に被災地の県の調整機能といったものが必要に  
なつてくるかと思つております。

國の方でも極力一本化していると思うんですね  
れども、やはりどうしても縦割りの中で様々な補  
助事業であつたりとかいろんな特例的な措置とい  
うのは順次行われてくるわけです。それらを束ね  
て、県がうまく束ねて、さらにそれぞれの市町村  
のニーズに合つてそれを流していくといったその  
円滑な流れが必要だと思つております。ここが目  
詰まりを起こしてしまうとやはりスピードダウン  
するということだと思いますけれども、その県  
の行政機能、特に調整機能を強化するためにどう  
いったことが国としてサポートできるのか、お考  
えをお聞かせいただけたらと思います。

うことになつてゐるんですけども、県には廃棄物の処理についての経験がないし専門の職員がないのでどうしようかということで、これは例えば被災をしていない政令市の専門の職員を県の方に派遣をしてもらつて、そこで県内の町村部の瓦れき処理などに当たつてもらおうとか、そういう実はあつせんも始めているところでありまして、そういう具体的なニーズに応じて県の足らざるところを国が他県に呼びかけたり、また国から職員を派遣するなどで補つていきたいということで、よく連携を取つていきたいと思っております。

○行田邦子君 国、県の行政機能を強化するためにも、国として、総務省としてできることをやつていただきたいというふうに思つておりますし、あともう一つは、やはり今回の一欠補正はどうちらかといいますと従来の縦割りの中での補助事業の補助率のかさ上げなどで対応しているかと思いますけれども、それはやむなしとは思うんですけども、今後はできる限り政策決定から実施、国から県、市町村とこのプロセスをできるだけ簡素化するといったことのために、一定の自治体の裁量を委ねた一括交付金のようなものも考えていただけたらいのかなというふうに思つております。

われは絶対に省庁を解体されてしまうけれども、それを一体として受けて、一人の知事というリーダーの下で調整をするという機能を持つておりますので、それを是非フルに生かしていただきたい。そのことはもう震災発生直後から申し上げているところでありまして、そこに期待するところが大きいと思います。

ただ、今回の震災で、例えば県が担つた方がいいという事務でも、しかばら、じゃ県がそのことに経験とか積んでいるかとか、それから専門の職員がいるかなどと、そうでない面もあるんですね。例えば、例を言いますと、瓦れき処理などは本來市町村の仕事なんですけれども、市町村でなかなかしょい切れないということで、県では是非町村部はお願いしたいということで、県でやろうとい

うことになつてゐるんですけども、県には廃棄物の処理についての経験がないし専門の職員がないのでどうしようかということで、これは例えば被災をしていない政令市の専門の職員を県の方に派遣をしてもらつて、そこで県内の町村部の瓦れき処理などに当たつてもらおうとか、そういう実はあつせんも始めているところでありまして、そういう具体的なニーズに応じて県の足らざるところを国が他県に呼びかけたり、また国から職員を派遣するなどで補つていきたいということで、よく連携を取つていきたいと思っております。

○行田邦子君 国、県の行政機能を強化するためにも、国として、総務省としてできることをやつていただきたいというふうに思つておりますし、あともう一つは、やはり今回の一欠補正はどうちらかといいますと従来の縦割りの中での補助事業の補助率のかさ上げなどで対応しているかと思いますけれども、それはやむなしとは思うんですけども、今後はできる限り政策決定から実施、国から県、市町村とこのプロセスをできるだけ簡素化するといったことのために、一定の自治体の裁量を委ねた一括交付金のようなものも考えていただけたらいのかなというふうに思つております。

んですけれども、地方債の特別措置、これというのは何らかの形でやっぱり法律か何かにきちんと書く、書き方は難しいとは思うけれども書くべきではないかといった御質問をされていました。実は、私も一年前にこの委員会で同様の趣旨の質問をさせていただいていることを思い出しまして、そのときは、いわゆる後々の将来の地方交付税で措置しますよ、だから起債していいですよと、安心して起債してくださいと言つてみれば□約束をして、その上で積み上がった地方債の残高というものが平成十九年度の決算の時点では約九兆円になつてたといったことを指摘して、私は二年前だつたのですが、素朴な質問としてこれといふのは本当に□約束なんですかと、何か覚書とか、まあ民間で言うところの契約書や覚書のようなもの、念書のようなもの、何か交わしているんじゃないですかといった質問をさせていただきました。

当時の鳩山大臣はストレートにお答えいただきました。

当時の鳩山大臣はストレートにお聞きしたなかつたんですけれども、今日改めてお聞きしたいと思うんですけれども、これは確かに起債していいですよと言つたときは□約束だと思いますですね。こういう関係というのは、国と地方の関係といふのは、真っ当な関係なのかといったことを私は感じておりますし、片山委員にお答えいただきましたけれども、改めて私にも大臣の御所見伺いたいと思つております。

○國務大臣(片山善博君) 私も、□約束ではいけないと思います。

これまでの経緯とか実績を見てみますと、それ

ぞれは個別に一種の□約束、通知で定めたこ

とがほゞにされていることはありません、個別に口

約束が機能してきたんだと思いますけれども、いつまでもこういうことを続けていくというの

は決して正常ではないと思います。したがつて、これは改善しなければいけない

ということをこの間片山議員にも御答弁申し上げたところであります。したがつて、今後は是非こ

んですけれども、地方債の特別措置、これというのは何らかの形でやっぱり法律か何かにきちんと書く、書き方は難しいとは思うけれども書くべきではないかといった御質問をされていました。実は、私も一年前にこの委員会で同様の趣旨の質問をさせていただいていることを思い出しまして、そのときは、いわゆる後々の将来の地方交付税で措置しますよ、だから起債していいですよと、安心して起債してくださいと言つてみれば□約束をして、その上で積み上がった地方債の残高というものが平成十九年度の決算の時点では約九兆円になつてたといったことを指摘して、私は二年前だつたのですが、素朴な質問としてこれといふのは本当に□約束なんですかと、何か覚書とか、まあ民間で言うところの契約書や覚書のようなもの、念書のようなもの、何か交わしているんじゃないですかといった質問をさせていただきました。

当時の鳩山大臣はストレートにお聞きしたなかつたんですけれども、今日改めてお聞きしたいと思うんですけれども、これは確かに起債していいですよと言つたときは□約束だと思いますですね。こういう関係というのは、真っ当な関係なのかといったことを私は感じておりますし、片山委員にお答えいただきましたけれども、改めて私にも大臣の御所見伺いたいと思つております。

○國務大臣(片山善博君) 私も、□約束ではいけないと思います。

これまでの経緯とか実績を見てみますと、それ

ぞれは個別に一種の□約束、通知で定めたこ

とがほゞにされていることはありません、個別に口

約束が機能してきたんだと思いますけれども、いつまでもこういうことを続けていくというの

は決して正常ではないと思います。したがつて、これは改善しなければいけない

ということをこの間片山議員にも御答弁申し上げたところであります。したがつて、今後は是非こ

んですけれども、書くべきではないかと思つております。

では、地方債を発行する時点といいますか、それ

までは何らかの法律上の根拠規定を置きたいと

思つております。

今回ちょっとそこまで行かなかつたんですけれ

ども、今回は單なる□約束ではなくて、といいま

すのは、従来は担当課長のレベルで自治体に連絡

をしてそれが□約束の根拠みたいなものになつて

いたんですけども、それでは余りにも、まあ担

当課長には失礼ですけど、ちょっと根拠薄弱です

ので、少なくともということで取りあえず私を含

めた政務三役がきちっと決裁をしてそれを公にす

るというところまでは改善させましたが、それ

も決して十分ではありませんので、今後、同種の

ことを行う場合にはちゃんとした法的な根拠を置

きたいと考えております。

○行田邦子君 大臣おつしやるよう、国と地方

の関係の正常化ということにとつても必要です

し、また先日の答弁ではとてもいいことをおつ

しゃつていまして、財政に対する国会の民主統制

がちゃんと利いていないのではないかといった指

摘もされています。基本的に重要なことというの

は法律に書き込んで、その法律に書かれているこ

とを行政府において実行していくんだといつたこ

とが立法院と行政府の正常な在り方ではないかと

思つております。

次に、下水道事業について質問をさせていただ

きます。

今回の大地震で改めてライフラインの大切さと

いたことを感じました。私は特に今関心を持た

いています。今日は、その災害に強い下

水道がどうあるべきかといつたことも注目をされ

ていますかとおもいます。今日は、その災害に強い下

水道ということではなくて、地方公営企業として

の下水道事業の経営について何点か質問させて

いただきます。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、

平成二十一年度の下水道事業決算の概要をお配り

しております。地方公営企業の中で、下水道事業

というのは決算規模の中で三四%を占めています。

地方公営企業法の法定七事業と比べても実に

大きな規模となっているのが下水道事業です。

そしてまた②ですけれども、平成二十一年度の

企業債の発行なんですが、全体の半分以上、五六

%を占めているのが下水道事業による起債です。

企業債の残高がどうなつてているかといいますと、

③ですけれども、平成二十一年度で何と三十一兆

円が下水道事業といった多額の残高があります。

そして、次のページの④ですけれども、他会計

も決して十分ではありませんので、今後、同種の

ことを行なう場合にはちゃんとした法的な根拠を置

きたいと考えております。

○行田邦子君 大臣おつしやるよう、国と地方

の関係の正常化ということにとつても必要です

し、また先日の答弁ではとてもいいことをおつ

しゃつていまして、財政に対する国会の民主統制

がちゃんと利いていないのではないかといった指

摘もされています。基本的に重要なことといふのは

法律に書き込んで、その法律に書かれているこ

とを行政府において実行していくんだといつたこ

とが立法院と行政府の正常な在り方ではないかと

思つております。

次に、下水道事業について質問をさせていただ

きます。

そこで、今ちよつといろいろと決算状況を御説

明させていただきましたけれども、その中で、今

御説明した④の一般会計からの繰入金なんですか

れども、一・八兆円になつてます、平成二十一年

年度は。ただ、この中には二種類あると思うん

ですが、一つは、まあ下水道事業という汚水の

処理だけではなく雨水の処理もありますので、こ

れらは本来は公費で賄つてもいいですよといつた

解説で繰入れが認められている、地財計画上です

がね、ものだと思います。それともう一つは基準

外、本来は繰入れが認められないのに自治体

の方で繰り入れてしまつているものと二種類ある

と思うんですけれども、私はこの後者の額の方が

問題だと思っていまして、その内訳、状況を教え

ていただきたいのと、それを踏まえた上でこの経

営状況についてどうお思になつているのか、教

えていただきたいと思います。

○國務大臣(片山善博君) おっしゃつたとおり、

下水道事業、公営企業でありますけれども、公営

企業といいますと受益者負担ということが基本原

則になりますけれども、おっしゃつたとおり受益

者が本来負担すべきもの以外に雨水の処理もやつ

ておりますので、その部分については当然公費を

繰り出してもいいということは、これは理屈に

合つていています。

ただ、実際に一般会計からの繰り出し金を見て

みると、必ずしもそういう合理的な基準にのつ

つたものだけではなくて、それ以外のものが

あつて、その繰り出し基準外の繰り出し金額は、

これ二十一年度の決算を見てみると〇・五兆

円、五千億円となつております。御指摘の部分と

いうのはこの金額だろうと思います。

一般に下水道事業、私も具体的に県の知事とし

て仕事をしておきましたときに、以前に始めた下

水道、県の場合ですから流域下水道になるんです

けれども、それらの経営状況を見てみますと、例

えば結果的には過大投資というものがあつたこと

はもう事実であります。

もちろん、計画的にやつていて、それ自体は問

題ないんですけども、その計画自体が、例えば

人口がどんどん増えるとか、単位当たりの水の使

用量がどんどん伸びていくということをもう疑問

のない前提として計画を作つていて、それに見

合つた投資をしているという、そういうことがあ

りますして、後年、計画どおりに人口が増えないと

か水の使用量が増えないということになります

と、そこにあさが生じて、それが経営を圧迫を

して、そのつじつまの合わない部分を繰り出しき

せざるを得ないという、そういう自治体が多いん

だらうと思います。

そういう経営環境にあるということはそつなん

ですけれども、その中でも、できるだけコストを

下げる、それで本来あるべき需要を開拓してとい

うことで経営状況の改善を図るということを自治体には是非お願いしたいと思いますし、今後のことを申しますれば、是非、過大投資にならないよう、必要な需要というものを的確に把握した上で必要最小限の投資に徹するという、そういう経営指針というものを持つていただければと思つております。

比率が二〇%を超して経営健全化団体に転落する事業がこの提言どおりの会計基準にするとかなり増発してしまうのではないかなどいうふうな懸念を私はしておりますけれども、こういった点も踏まえて、この研究会の報告を受け、今、総務省ではどのような検討、アクションを起こされてい るのか、お教えいただけますでしょうか。

今、国交省、環境省、農水省、三省で今後の汚水処理のあり方に関する検討会というのが行われていますけれども、ここでの提言といったことも踏まえて、是非、総務省の方でもより良い下水道事業の在り方を考えいただきたいと思つております。

け無人操作ができる環境をつくっていくといふことに努めてまいりたいと思っております。○行田邦子君 ありがとうございました。○山崎力君 自民党的山崎です。冒頭、委員長席にお座りの方にお伺いいたしまして、何の権限で今そこにいらっしゃるのか、先ほどす。

○行田邦子君 下水道事業も、ある部分はやはり、私、公費で賄うべきものというのはあるとは思いますけれども、ただ、基準外の繰り入れが五千億円と、これほどまでに多いといつた数字を聞いて、大変驚いております。是非、経営感覚、特に下水道事業の場合には中長期的な経営感覚が必要だと思いまして、をもつてして各自治体、そして下水道事業体には当たつていただきたいと思います。

そこでもう一点質問ですけれども、総務省の下に地方公営企業会計制度等研究会というのが設けられていました。この研究会が一昨年、平成二十一年の十二月に報告書をまとめているんですけども、そこではかなりの多岐にわたりまして会計基準の見直しといった提言がされています。

計基準に合わせてというか、並みにするといううとで負債の部に計上するといったこと、それからあと、補助金等で建設した施設を、今まででは減価償却の対象外としていてみなし償却を認めていたといったこと、これを廃止するといった提言、それから退職給付金の引き当てを義務化するといったこと、こういった提言が、会計基準の見直しが盛り込まれています。

私、地方公営企業と企業という二文字が付いて  
いる以上は、極力やはり企業会計に合わせた形で  
住民の皆様に分かりやすい会計制度を適用してい  
くべきだと。そういう面ではこの提言はいいと  
思うんですけれども、ただ、見ていて一点ちょつ  
と心配になりましたのが、財政健全化法が施行さ  
れています。そこで健全化指標である資金不足

この下水道事業の在り方なんですけれども、やはり先ほど大臣がおっしゃっていた人口減少、あるいは地域によっては過疎化といったこともありますので、これからは自治体の財政の状況に見合った、そしてまた地域の実情に見合った、身の丈に合った汚水処理の在り方といったことを考えていくべきかと思います。

おりましたので、雷雲が近づきましたら職員が一旦電源を落としてアースを行う、避雷措置を行いましてやつていたわけですから機器の損傷というものは最小小限で済んだわけですが、今無人運転ですから一切そういう措置がとれないということは大変問題であると思つております。したがいまして、また再度NICTと相談しまして、できるだ

○山崎力君　だから、委託されたという根拠の、  
それは事実関係ですか、根拠をしつかり踏まえ  
た上でなければならないわけですよ。しかも、本  
会議人事かどうかというのもちよつと解釈が分か  
ります。

○大臣政務官(逢坂誠一君) 営業企業、透明性を高めて、中長期的な視点で住民の皆様に分かりやすい説明をしていくというのは非常に大事なことだと思っております。

その際に、今回の研究会の報告書なども参考にしながら、今、総務省では、この企業会計の在り方をどうすべきかということについて、自治体の皆さんへいろいろと説明をしたり、また御意見を見たりして、あるべき姿を構築してまいりたい

福島第一原発半径一十キロ内にある福島県のおたかどや山標準電波が止まっています。今後の対策を教えていただけますか。

○大臣政務官(森田高君) 様お答え申し上げます。

福島県田村市にあります同送信所におきましては、三月三十日の当委員会でも申し上げたところなんですが、福島原発から西方十七キロに位置しておりますので、三月十二日に発せられました避難指示にござりまして、出で立ても、音波吸収装置を装着して下さい。

の説明では甚だ不明確であります。というのは、根拠が示されていません。那谷屋委員長から言わされて、というようなことを言われて、これでそこに座られてこの委員会の委員長役を務めるといふことの根拠は、上は憲法とは言いませんが国会法、下は参議院の慣例、そういうしたものもいろいろあるんですけども、そこをしっかりととして踏まえた上でなければそういう仕事はできないはずだと思つんですが、いかがでしようか。

その際に、御指摘のあった、会計基準の在り方が変わることによって財政指標に影響を与えると、いうようなことが出てくる場面が想定されます。しかし、会計の基準の在り方が変わったからといって、経営の実態そのものが実は変わっているわけではないわけあります。そういう点からも、今後は、会計基準が変わることによって、会計の在り方が変わることによって、経営の実態そのものが実は変わっているわけではないわけあります。そういう点からも、今後は、会計基準が変わることによって、会計の在り方が変わることによって、経営の実態そのものが実は変わっているわけではないわけあります。

難指示に基いてまして独立行政法人情報通信機器の職員が退避しましたため、運転を停止しております。しかしながら、全国に約五千万台あります電波時計の同期が不能となると、とりわけ東日本において大変影響が出るということは決して長期間放置していい問題ではありませんので、当省からNICTにも指示をしまして、四月二十一日、送信を再開することになりました。

○理事(駒木健三君) 私としましては、先ほど申し上げましたように、理事として私に職務を委託されたということで、代理としてここに座らせさせていただいております。

えでみると、余りこの会議の基準が変わらないことによって激変が起こるようなことがあつてはならないというふうに思つておりますので、その辺はある一定程度の配慮をしながらモデレートに、段階的に変わつていただけるように考えていただきたいと思います。

○行田邦子君 激変緩和といつたことも考慮しながら、是非、政省令の制定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

その後は無人運転で運転をしておりましたんで、既に報道にも出ておりますが、二十五日に落雷に遭いまして機器が故障して、その後は、原子力災害対策特別措置法に基づきまして川内村の許可を得て、昨日、職員が現地に立ち入りまして、再送信を行つたところです。

問題は、年間八十回、当送信所におきましては落雷があるということで、従来は有人運転をして

いまま言われるのはいかがなものかと。それから、委員長から言われたと言いますけれども、そのときの委員長は委員長だったんですかね。その後は確認取らせていただきたいと思いますが。

この下水道事業の在り方なんですけれども、やはり先ほど大臣がおっしゃっていた人口減少、あるいは地域によっては過疎化といったこともありますので、これからは自治体の財政の状況に見合った、そしてまた地域の実情に見合った、身の丈に合った汚水処理の在り方といったことを考えていくべきかと思います。

おりましたので、雷雲が近づきましたら職員が一旦電源を落としてアースを行う、避雷措置を行いましてやつていたわけですから機器の損傷というものは最小小限で済んだわけですが、今無人運転ですから一切そういう措置がとれないということは大変問題であると思つております。したがいまして、また再度NICTと相談しまして、できるだ

○山崎力君　だから、委託されたという根拠の、  
それは事実関係ですか、根拠をしつかり踏まえ  
た上でなければならないわけですよ。しかも、本  
会議人事かどうかというのもちよつと解釈が分か  
ります。

れるところとしてね。そうすると、委員長の例えば辞任届を受けたということ自体が、単なる事務手続なのか、法的根拠を持つのかということそちらある意味では問題なわけです、一々ここまで言いませんけれども。

員の  
さき

の御指摘のとおりでございまして、また後日、  
らんと調べた上で御説明申し上げたいと思いま

## 必 さ の

施策に反映をさせる、また場合によつては首長  
と一緒になつて県や国に対しても実情を訴えて  
要な要請をするという、そういうプロセスが非

れた堤防、これを戻すのか戻さないのかというの  
は、その現場にとつてみても、町というか、集  
落単位と言つていいくらいですから、町とか市と

少なくとも立法院ですかから、固いことを言うようですが、あのときの説明に、一言でも二言でも、かくかくしかじかの条文あるいは慣例によつて私が本日ここで委員長の仕事をさせていただきますと、いう形にしなければいけないわけで、なぜ私がこのようなことを言うかと、民主の皆さん方のやつていることというのは、その辺の区別が全然付いてないということが極めて多いということを常々思つて、いますので、その辺のところをまず踏まえてお答え願えればと思います。

めさせていただきます、この委員会は流れいたし  
ますというものが御指摘のとおりといふ言葉につな  
がる言葉になつちやうんですよ。そういうことと  
を、私からすれば、そのことで言葉じりをつかま  
えてこの委員会を流れにしたいと思ひませんから  
一応こらえておきますけれども、もう少しつか  
りとした根拠に基づいた議事運営並びに立法府の  
議員としての役割を御自覚願いたいと思います。  
そこまで申し上げまして、総務省の方、大臣の方  
にいろいろ質問させていただきたいと思いま  
す。

をめぐつて、通常の議会活動ができない、序舎が議場とともになくなっているところなんか典型的ですけれども、通常の議会活動ができないといふ、そういう条件や制約はありますけれども、総じて議会の議員の皆さん方は活動されておられるという印象を私は持っております。

昨日も、さつき申しましたけれども、宮城県とどちら福島県の沿岸部、それから飯館も含めてずっと回つてみたんですけれども、行く先々で必ず、市町村長さんはもちろんですけれども、議長さんとか、それからしかるべき災害対策の委員会が

町ではなくて集落といいますか、そういういた町の再生方針についてもこれはもうとんでもない金額になるわけで、さりとて壊れたものをもう一度造った上である程度ガードしておかないといけないわけで、あれがもう要らないとなつたらもう新たな町づくりというのも根本から変えなきやいけないわけでござりますので、そういうふたところで本当に住民の意見集約が今のままでしていいんだろうかというような気持ちもしたものですので、その点は大臣におかれましてもといいますか、役所におかれましてもしかりと検討していただき

○山崎力君 ですから、そういうふうなことをおっしゃるとまた問題になるわけですよ。事故あるときなんですか。欠けたときなんですか。欠けたというんなら、亡くなられた、それは欠けたときです。先ほどのお話をマターですが、委員長は委員長のままでとおっしゃつてらまだ委員長は委員長のままでとおっしゃつている。欠けてないじやないですか。事故があるんですか。事故あるときというのは、要するに人事不省になつたり、あるいは大きな事故で重要な委員会のときに来れなくなつたり、そういうったときでしよう。

きでいると思ひます。それぞれの市町村で事情が違います。  
しかしながら、今回の場合、端的に現れているのは、極端な場合でと首長さんが亡くなられてゐるときがある。それから、議会というものの議員さんも欠けたりなんかしているときもあるし、実質的に議会の機能がほとんど發揮できないといいますか、そういうこともあります。選挙を迎えて延びているということもありますけれども、そういった中で、いわゆる住民をしつかり代表してやるという、気持ちを集めることこれが非常に困難な場合において、住民の支援をどのようにとらえるということが、そして震災対策に反映していくかということが大切だと思うんですが、どのよ

向いていたたいて、避難所の実情を踏まえた講演会活動をしていただきたいし、それから、特に復興活動に当たっては住民の皆さんのお意見が非常に重要ですから、是非酌み取っていただきたい。それは例えば議会活動の一環としては公聴会とか参考人とかありますので、そういうものも含めて活用していただいて、是非民意を吸収していただきたいと、いうお願いもしてきたところであります。

○山崎力君　総論としてはそのとおりだと思います。ですから現実の問題として、復旧の場合はともかくとして、復興ですね、そのときの住民の民意が非常に分かれるといいますか、そういうふうなときにそれをどうやって調整するかといふのは、本来であれば議会等で採決して、こつち

おいて先ほどの質問もありましたけれども、自分たちだけではもう行政能力ないと、応援得なければ住民サービス十分でないという基礎自治体と、それから、それをどういうふうにカバーするかといったときに、県や国の役割というのもありますし、それから国の方で、僕はちょっととそここのところを大臣のお考えも聞きたいんですけれども、こういう方針でやりましょうと国の方から出ているわけです、現実に。震災復旧復興に対してもやりましようというのが流れ歩いて、その中で視察に行つていろいろな話がありますねと、こういう話で、どうも上から目線という感じ、中央集権的とは言いませんけれども、そういう感じのあればが國サайдから出ている、地方はばらばらであ

○理事(藤末健三君) そこにつきましては山崎委詰めた形のことをしつかりやらぬで議事進行をされる、その点について私は猛省を求めたいと 思いますが、いかがでしょうか。

うにお考えでしようか。

○國務大臣(片山善博君) こういうときにこそ自治体の議会の議員の方々が民意を酌み取る、それを当該自治体の施策に、復旧や復興に当たつて

に行きましょうと、こう行くことができるわけですが、それとも、それがなかなか難しい状況もあり得るわけでございまして。特に私一番個人的な問題として感じておりますのは、今度の津波で破壊さ

る、発信力も差がある。  
これはもう平時であれば、いわゆる一つの組織として情報、その他、予算というかお金の部分もそうなんですねけれども、そういう点、こういう非

當時における体制をどう考えなければいけないか、これは戦争以降初めて実質的に考えなければいけない時期になっていると思うんですが、お考えいかがでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) いつもやもここでお話をしたことがあると思うんですが、地方自治の大いな理念として補完性の原理ということが最近よく言われております。これは、基礎的な自治体でできることはそこでやる、それでできないことは、日本でいうと都道府県のような広域的な自治体が担う、それでできないことは国が実施するという、この基本原理が私はこの度のような震災のときには一番当てはまるではないかと思つております。

やはり一番必要なのは、自治体の皆さん方が住民の皆さんの困難をできるだけ軽減するということ、それから復興に当たつて町づくりのプランを

自治体が中心になって作ることだと思いま

す。ただ、自治体によつては大きくもう、首長を失つた自治体、それから庁舎を失つた自治体、職員の多くを、幹部職員を失つた自治体もあります

ので、自治体もまちまちであります。被害の程度も違います。ですから、一律には論じられない。

その補完性の原理というものを個別の自治体ごとに点検をして、県のかかわり方、国のかかわり方がおのずと変わつてくるという、こういう状況だと思います。それを踏まえた上で国の方も対応しなければいけない。

一時期確かに、全部国が何か決めて、復興のビジョンをかいて、それを自治体に押し付けるという、そういうイメージを私もちよつと受け取つて危惧したことあるんですけども、最近だんだん変わつてきたように思います。復興構想会議の皆さんも精力的にこの連休以降自治体の方を訪れておられまして、そこで、昨日も報道されておりましたけれども、やっぱりそれぞれの地元、地域の考え方が一番基本になるんだと、それを国としては応援していくんだというようなことを議長もどこので述べられていましたが、そう

いう考え方でこれから国は臨むべき、そういうことを前提にして全力を挙げて支援をしていくことがあります。

○山崎力君 それとの関連でいえば、こういった場合の国と都道府県、市町村の役割分担というものがどこからどこまでなんだという、今までの平

時における役割と、それからこういった緊急時に

おける、非常時における役割というのがまだ制度的に不十分なところがあつて、臨機応変にやるし

かないねというような形の御答弁について行つて

ます。そして、その臨機応変がそれぞれの立場によつて違つてきて、そしてそのところでの印象が違つてきているということ、まあ共通認識だと思うんで

すが。ただ、そこのところで、いわゆる政府側としてそことのところを考えなければいけないんですけれども、いろんなところを点検してという言葉を今答弁の中で使われましたけれども、その点検をする主体はどこなのかということですね。それから同じく余るから道州制を考えたいんじゃないのかというようなこともおっしゃつてます。私はちょっと余るから道州制を考えたいんじゃないのかというようなことでもおっしゃつてます。私は言わせれば、もういろんなところでばらばらになつているような感じなんですが、もう少ししっかりとした、住民というか、基礎自治体重視なら重視でいいんですけれども、そこまで行つてしまいかがでしようか。

○国務大臣(片山善博君) それはそのとおりだと思います。一律に論じられない、多様性があるといふのは、先ほど申し上げたのはそういう意味なんです。

例えば、瓦れき処理などを見ますと、大きな市、自治体でありますと、もう自分でやれますといふことです。ところが、同じ県内でも町村になりますと、自分のところでは最終処理までできなといふことです。現行の仕組みを基本にしながら、それを順次改善しながらやつていくといふことが基本でもあとは県でやつてくれとか、そういうことを県と相談をしながら柔軟に決めておられるん

です。

今、道州制の話が出ても、この道州制をつくり上げるまでに相当時間が掛かってしまって、それ

をじや待つんですかといふことではないと思

いますので、現行の仕組みを基本にしながら、そ

れを順次改善しながらやつしていくといふことが基

本にならざるを得ないのではないかと思つております。

今、道州制の話が出ても、この道州制をつくり上げるまでに相当時間が掛かってしまって、それ

をじや待つんですかといふことではないと思

いますので、現行の仕組みを基本にしながら、そ

れを順次改善しながらやつしていくといふことが基

本にならざるを得ないのではないかと思つております。

ただ、そこはそれ以上になつてくると、実際に

何がどう行われているかといふ問題になつてきたときに、現実を見るとどうしても、これは規模で

今までの対応が経験なかつたという部分はあるんですけども、とても敏速に的確に行われたとは言えない、もう救援作業にしろ何にしろですね。現場ではその辺のところ、非常に困つてゐるところがある。自衛隊が来たところはきれいになつてゐるけれども、岩手の小さな入り江の集落等では

だ、地元の要望だからそれは受けられるはずだと、受けましようというんだたらそれも受けたことだと思います。

○山崎力君 それと同時に、膨大な投資を要する公共事業がないというのが常識的なところですね。その辺の役割分担、やはり国は国として財政面その他、県は県としてある。

そして、今それに関連して、あるところの自治体の関係者の方だった方が道州制、この間、三県のあれだから、一つ一つの県ごとにやつているとちょっと余るから道州制を考えたいんじゃないのかというようなこともおっしゃつてます。私はちょっと余るから道州制を考えたいんじゃないのかというようなこともおっしゃつてます。私は言わせれば、もういろんなところでばらばらになつているような感じなんですが、もう少ししっかりとした、住民というか、基礎自治体重視なら重視でいいんですけれども、そこまで行つてしまいかがでしようか。

○国務大臣(片山善博君) それはそのとおりだと思います。一律に論じられない、多様性があるといふのは、先ほど申し上げたのはそういう意味なんです。

今、百家争鳴とは言いませんけれども、いろんな意見が出ておりまして、道州制がいいんだ、いや、そうではないんだと。これはいろいろな意見を重視でいいんですけども、そこまで行つてしまいかがでしようか。

○国務大臣(片山善博君) それはそのとおりだと思います。一律に論じられない、多様性があるといふのは、先ほど申し上げたのはそういう意味なんです。

今、道州制の話が出ても、この道州制をつくり上げるまでに相当時間が掛かってしまって、それ

をじや待つんですかといふことではないと思

いますので、現行の仕組みを基本にしながら、そ

れを順次改善しながらやつしていくといふことが基

本にならざるを得ないのではないかと思つております。

ただ、そこはそれ以上になつてくると、実際に

何がどう行われているかといふ問題になつてきたときに、現実を見るとどうしても、これは規模で

今までの対応が経験なかつたという部分はある

んですけども、とても敏速に的確に行われたとは

言えない、もう救援作業にしろ何にしろですね。

現場ではその辺のところ、非常に困つてゐるところがある。自衛隊が来たところはきれいになつて

いるけれども、岩手の小さな入り江の集落等では

まだ手付かずの近いところが現実に残されているわけです。遺体搜索もしているところもこの間の連休中ありました。

そういった中で、本当に、おっしゃるところはいいんだけれども、それを現実に早く的確にやるという姿勢がどうしても見受けられない。そして、それが、道州制については部外者と言つてはなんですかけれども、政府内部あるいはほかの自治体との関係者の中からいろいろな意見が出て百家争鳴だと言つておられました。少なくとも政府としては、あるいは政権党としてはその辺のところの外部発信をきちっとしっかりやつていただかなればならないと私は思います。

時間がちょっと余計なことで食つてしまつてあれなんですが、今回、最後の質問として、職員の派遣ですね、応援部隊、これは基礎自治体だと言つてはいる。ところが、それが現実の問題として足りなかつた。これはいろいろな事情があると思います。これは本当に難しいところで、行政、こういったまさかのときの行政需要に堪える、「聞くなられたりけがされた」というのを除いてもですが、堪えるだけの職員を持つていれば、平時においてはこれは余分だと言われるし、その辺のところの融通をどうするかといったときにきちっとまく対応しているのかどうか。

そういうたときのマニュアル等、これは市町村間でいろいろ協力しているところ個々的にあるとは聞いていますが、その辺についての現状と課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○副大臣（鈴木克昌君） 御答弁させていただきまます。

今委員から御指摘あつたとおり、本当に広範囲であり、しかも本当にいろいろなケースでありますので、現状、私どもある意味では初めての体験の中、しかし基本に基づいてできる限りのことをやつていこうということで対処してまいつたつもりでございます。

いろいろなケースがありまして、相互支援ですね。それから、姉妹都市のようなどころで連携を

取つて応援に入つているというのもあります。それでから、全国市長会や町村会を通じてその派遣を

していただいておるケースもあります。それから、知事会を通じてのケースもあります。それから、国としては、各省が直接その派遣をしておる

というケースもあります。それから、生活支援の中で総務省も人を派遣しているというケース、もうあります。それから、生活支援の

最終的には、やはりこれをどこかの時点できつと、どれぐらいの規模でどういった形で具体的に行われたかということは十分検証していかなければなりません。

やつて、まさに今後に役立てるためにもそれを礼かもしませんけれども、懸命にやらせていたいから、何よりも、どうやつたらそのニーズにこたえていけるのか、マッチングをどうしたらいいのかということを、手探りと言ふと大変御無

に思つております。

○山崎力君 終わります。

○藤川政人君 それでは、私からは、まず、国家公務員給与の削減について伺いたいと思います。

公務員給与の削減について伺いたいと思ひます。今回、民主党政権がマニフェストで書かれておりました国家公務員の人事費等々、定員も含め二割カットから、先般、これは新聞報道に額等は載つておりますけれども、復興支援に向けての

国家公務員給与一割カットという言葉が出ておりました。

そういう状況の中で、現在、国会議員の歳費もカットされておりますし、地方公務員も大変厳しくあります。本来、労働者というものは、憲法でも保障されています。本來、労働者といふものは、憲法でも保障されおりますが、労働基本権といふものがあるわけでありますけれども、公務員についてはその一部が停止といいますか、享受されないわけでありまして、これを復元するというのは一つの基本的に理念でありますけれども、これを実現するためには公務員制度改革というものをこの政権では検討してきています。

○國務大臣（片山善博君） 国家公務員の給与の引下げにつきましては、これはもう既に昨年の十一

月の段階で、当時の人事院勧告を処理する、その過程において、その当時は人事院勧告どおりの給与改定にするけれども、いずれそれを上回る、言

わば深掘りをしますよということを宣言を閣議決定しております。

それについて必要な検討を加え、その上でこの通常国会に必要な法案を出すという基本方針を定めておりまして、その後、この大震災があつたわ

けでありますから、結果としてその引下げが実現しますれば、それをその復興財源の一部に使うと

いうことは選択肢として当然考えられますけれども、言えば今に始まつたことではなくて、昨年来の経緯があつて、この給与の問題というのは必要な措置を講じたいと考えていてるところであります。

今最終的なその準備、検討を加えておりまして、できるだけ早いうちにその最終方針を関係方面ともできるだけ理解を得た上で進めたいと、今そういう状況であります。

○藤川政人君 それでは、現在、大臣が副本部長として参画をしておられる国家公務員制度改革推進本部がまとめた改革案においては、現状の人事院勧告制度を廃止して、労使交渉により給与等を決定する制度を導入することになつておりますけれども、この法案の目途をお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣（片山善博君） 現在の公務員の給与の決定、国家公務員でいいますと、労働基本権のうちの交渉権、労働協約を締結する権利でありますとか、それからさらには争議権もないわけであります。この手法の是非について、公務員制度を所管する総務大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣（片山善博君） 現在の公務員の給与の決定、国家公務員でいいますと、労働基本権のうちの交渉権、労働協約を締結する権利でありますとか、それからさらには争議権もないわけであります。この手法の是非について、公務員制度を所管する総務大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣（片山善博君） これは、年來議論のありました国家公務員の労働基本権の回復といいますか復元といいますか、これが一番の目的であります。本来、労働者といふものは、憲法でも保障

されていますけれども、労働基本権といふものがあるわけでありますけれども、公務員についてはその一部が停止といいますか、享受されないわけでありまして、これを復元するというのは一つの基本的に理念でありますけれども、これを実現するためには公務員制度改革というものをこの政権では検討してきています。

現在、中野大臣が副本部長でありますけれども、この改革全般につれてのお考へを伺いたいと思います。

○國務大臣（片山善博君） 国家公務員の給与の引下げにつきましては、これはもう既に昨年の十一

月の段階で、当時の人事院勧告を処理する、その過程において、その当時は人事院勧告どおりの給与改定にするけれども、いずれそれを上回る、言

わば深掘りをしますよということを宣言を閣議決定しております。

○國務大臣（片山善博君） この法案化については今国会を

出しますよということを宣言を閣議決定しております。

○國務大臣（片山善博君） これは、年來議論のありました国家公務員の労働基本権の回復といいますか復元といいますか、これが一番の目的であります。本来、労働者といふものは、憲法でも保障

されていますけれども、労働基本権といふものがあるわけでありますけれども、公務員についてはその一部が停止といいますか、享受されないわけでありまして、これを復元するというのは一つの基本的に理念でありますけれども、これを実現するためには公務員制度改革というものをこの政権では検討してきています。

ている、人事院が代償措置としてあるという制度の下での給与の引下げということになりますと、非常に異例の措置になります。これは本当に異例であります。異例であればこそ、できるだけ公務員の皆さんの理解と納得、協力を得る必要がありますので、今その作業を進めつつあるところでありますけれど、是非これは大方の皆さん理解を得たいたと考えているところであります。

○藤川政人君 そこで、人事院の廃止ということになりますけれど、いろんな見方があると思います。ただ、今回の法案については、人事院といふのは大変不透明だということもあって廃止といふこともには織り込まれていて、また地方の政治もやつてきた身としては、人事院といふのは公正無私な中で非常にやはり指針になつていたといふのは私は間違いないと思います。

まず、その人事院の存在に對しての考え方と、例えば今国会に法案が提出されて、実施までどれくらい掛かるのか、その見通しをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 人事院は、先ほど来申し上げておりますとおり、国家公務員、まあ地方公務員もそうですが、労働基本権の一部を制約しておりますので、それに対する代償措置として國には人事委員会というものを設けて、公正中立な立場で必要な調査を行い、必要に応じて勧告を行うということです、これは労働基本権を制約していることの代償としては合理性のある制度であり、仕組みであり、機関であると考えております。それから、どちらかといふの期間が掛かるかということがありますが、これは今現在、最終的な労働基本権回復の法案の策定作業をしているところであります。これがまとまって国会に出た段階で、今おっしゃったようなことについてはきちっとした説明が中野担当大臣の方からなさるべきものだと考えております。

○藤川政人君 中野担当大臣お見えということで

あって、若干総務大臣に全てお伺いするのは適切ではないかもしませんが、今の状況の中で副本部長としてのお考えをお伺いしたいと思いますけれど、労使交渉に移すと、登録交渉団体、組合等、幾つあるという想定をされておられますか。

○国務大臣(片山善博君) 公務員の場合には職員団体という、そういう仕組みが設けられておりまして、これは国家公務員にも地方公務員にも。それで、これは人事院に、国家公務員の場合で人事院に登録をするということが一つの要件になつております。たゞ、この人事院に登録をされている職員団体の数は二千六十、現時点であります。

ただ、それらはそれぞれ上部団体といいますか、それぞれ上部組織がありまして、それがナショナルセンターというところで括されておりまして、そのナショナルセンターというべきものは二つであります。私どもが職員団体と協議をするとか意見交換するとか交渉するとかということになります。

○藤川政人君 おひおいそちらの方の交渉の手法についてもお伺いをしたいと思いますけれども。

今回、労働基本権の言葉をやはり多々お使いになられますけれども、契約締結権と今回争議権は分離して考えるということですが、これはやはりセットで考えることというものが必要になってくるんじゃないんでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) これは決して別物ではないと私も思います。交渉というものと、それからその一連の過程での争議権といふものは密接な関係を有しておりますけれども、そこはこれから

で労使の交渉で地方公務員もその給与水準を決めていくという、こういう今とは違ったスキームに移っていくと思います。

それからもう一つは、現行においても決して国の人事院の勧告をうのみにして自治体の職員の給与水準を決めろということにはなつていなければなりません。自治体には独立した人事委員会があつて、その人事委員会が調査をするわけですから、そのミッショニンは何なのかと、その定義を必ず前職のときから、道州制は何のためにあるのかとかミッションを考えると、必ずその目的論を、イメージは何ですかということを問われています。

大臣が、道州制論議に移るに当たって、その

対する影響、そしてそれぞれ自治体運営、大臣がよく言われる、先ほどもおっしゃつてみえた補完性の原理ということであれば、基礎自治体のやはり実務能力、行政能力を含めて高めることが大切だと思いますが、それぞれ自治体が自主財源においていろいろ、給与の元もそこから発生している

ことを見ると、自治体間格差とかそういうものに対してもいろいろ問題が派生するよう気がするんですが、地方自治に對する影響、今後の見通し、その辺についてお伺いができるべきだと思います。

○国務大臣(片山善博君) これ二つの、今の御質問に対しては二つのポイントがあると思います。一つは、労働基本権の問題は今国家公務員の問題として取り組んでおりますけれども、当然、同じ現状において労働基本権を制約されている地方公務員の問題にもその検討は及ぶわけあります。必ずしも同時ということではありませんけれども、当然国家公務員に準じたそういう措置がなされるべきという考え方がやはり一つの基本になります。

一つは、労働基本権の問題は今国家公務員の問題として取り組んでおりますけれども、当然、同じ現状において労働基本権を制約されている地方公務員の問題にもその検討は及ぶわけあります。必ずしも同時ということではありませんけれども、もう時間もありませんが、一つだけ道州制について、先ほど大臣も若干述べられましたけれども、お伺いしたいと思います。

今回の震災発災において、三月三十一日に経団連がまた、日ごろの活動の大きな根っこであります。たゞ、道州制についての提言を行いました。

ただ、大臣は昨年の十月二十八日、我が党の宮沢議員の質問の答弁において、個人的見解だが、今は都道府県の規模を大きくするより質を良くすることが重要だと。片山大臣は、都道府県で本当の民主主義が行われるかは疑問だ、多くの地方議会が書面を読み上げるだけの出来レース、規模が大きくなつたらもつと機能しなくなると、これは議会で指摘されています。

大臣が、道州制論議に移るに当たって、そのミッショニンは何なのかと、その定義を必ず前職のときから、道州制は何のためにあるのかとかミッションを考えると、必ずその目的論を、イメージは何ですかということを問われています。震災というテーマが出てまいりました。そういう中において、大臣がこの道州制についての考え方、いろいろおっしゃつてみえます。

るという、これは極端な物の言い方になりますけれど、そういう建前にはなつてゐるわけです。

○藤川政人君 分かりました。ただ、先ほども申しましたように、これが自治体間の格差につながるよう、やはり大きな財源、小さな財源、また、企業立地等々進んでいる、進んでいない、法人税の問題等々、自主財源の確保策においてはやはりいろいろな今後の見通し不透明なところがあると思いますので、総務大臣としてしつかりとした指導なり助言がしていただけるようにお願いをしたいと思います。

もう時間もありませんが、一つだけ道州制について、先ほど大臣も若干述べられましたけれども、お伺いしたいと思います。

今回の震災発災において、三月三十一日に経団連がまた、日ごろの活動の大きな根っこであります。たゞ、道州制についての提言を行いました。

ただ、大臣は昨年の十月二十八日、我が党の宮沢議員の質問の答弁において、個人的見解だが、今は都道府県の規模を大きくするより質を良くすることが重要だと。片山大臣は、都道府県で本当の民主主義が行われるかは疑問だ、多くの地方議会が書面を読み上げるだけの出来レース、規模が大きくなつたらもつと機能しなくなると、これは議会で指摘されています。

大臣が、道州制論議に移るに当たって、そのミッショニンは何なのかと、その定義を必ず前職のときから、道州制は何のためにあるのかとかミッションを考えると、必ずその目的論を、イメージは何ですかということを問われています。震災というテーマが出てまいりました。そういう中において、大臣がこの道州制についての考え方、いろいろおっしゃつてみえます。

今、名古屋でも四月、先月には地域主権と道州制を推進する国民会議、これは中経連含め多くの方々が出席しておりますけれども、まさに道州制の必要性について三百名程度の会が開催をされました。そういう中において、まず今、何のための

道州制なのかということを、経団連始め、震災復興、自治体をもう少し大きくする、北東北の広域論の問題もこれは昔からありました。そういうことに対し、大臣のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 私は、自治体の空間の広さと、それから民主主義といいましょうか、民意をできるだけ酌み取つて住民の皆さんに目配りができるということは、ある意味では反比例するんではないかという印象を持つております。空間が広くなれば目配りの度合いはやはり低くなる特に、今回の災害などを見てみると、やはり災害で大きな被害を受けて、本当に心身共に打撃を受けている方々に対して、寄り添うといいますか、支援、ケアをして差し上げるということになりますと、大きな広域的な合併を経た自治体よりも小さな自治体の方が実は自が行き届いているという、そういう声もあります。

平時でありますと、より効率的とか、そういう観点から空間の規模、領域の規模というのを決めるということは合理性があるんだろうと思いませんけれども、本当にこういういざというときに、本当に困った人が数多く出たときには、地域が広域化しているというのは、プラス面ももちろんないわけではありませんけれども、弱点の方が出でてくるんじゃないかなという気がしております。

ですから、こういう災害が起きたときに道州制というのは、私、これは個人的な考え方ですけれども、ちょっとやっぱりなじまないんではないか、やはり今の岩手県とか宮城県とか福島県とかの今のがでできるだけ被災地に支援をしていただくというの方私はいいのではないか、広域化することによって確かに力量は増すかもしれないことは否めないと思いますので、というような考え方を持っております。

○藤川政人君 では、もう時間もありませんので、最後にまとめてお伺いしたいと思います。

今、自治体間でやはり体力を付けていくとおっしゃられましたけれども、絶対的にやつぱり体力差というのは補えないところがあると思います。これから人口減少社会の中においてやはり人口も減る、そういう中で災害対策本部が基礎自治体で設置をしようと思えば、どうしてその規模による体力差が生じると思います。その俯瞰をどう考へておみえになるのかということが一点。

それから、大臣は広域連合等々の話は是とする論も述べられておりますけれども、十二月に関西広域連合が発足して、これは多面的に福祉から医療から支援体制をつくってみえると思います。ただ、それそれ東北の、東日本の地域にも支分部局がそれぞれあります。その機能は果たして果たされているのか。

先ほどもお話をあつたように、ここの中から派遣はしているけれども、それの例えれば地方整備局等々、これ全部組織が違うわけです、省庁で。その辺の縦割りの弊害が私は必ず出ていると思いますが、そういう意味でいければ、広域連合化をする、それに対してのやはり是非を問う声とするのは私は大きくなると思いますけれども、そのことについて最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○理事(藤末健三君) 予定時間を過ぎていますので、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 格差は、これはある程度付くのはやむを得ないと思いますが、それを調整するのが財政調整を中心とした国の役割、中央政府の役割だらうと思います。

それから、広域連合のような形で関西などやっておられますけれども、自主的に集まって、それで連携をしながら今回の被災地の支援に当たるといふことは私は非常にいいことだと思います。

それは何も道州制のように一つにまとまらなくて、も、現在の仕組みの中でもできるということを西広域連合の皆さんは実証されたんだと思います。

あと、国の機関はいろいろありますけれども、

確かに一つの系列にはなつておりませんけれども、それぞれの持ち場を持ち場で、今回も被災地に入つて整備局でありますとか農政局やつておられまして、それらを自治体の活動も含めて総合的に調整するという役割が県なりそれから国にあって、そこをうまく機能させるかどうかということが一つのポイントではないかと思います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

私も、まず冒頭、今委員長席に藤末理事が座つておいでになりますけれども、今回、三・一東日本大震災を受けてこの二か月、国会、特に参議院においても真摯にこの震災にどう対処するか議論を深めてきたところでございまして、文字どおり、補正また補正関連含めて、ゴールデンウイークを潰しながらやつてきたところでございます。

今回、那谷屋委員長においては、海外渡航をされて、国外だつたからということだったんでしょ

うかゴルフに興じておいでになつて、辞表を提出されたということござりますけれども、誠に参議院として、参議院の役員ですから、その真摯に取り組んできた我々参議院の本当に一気に信用をなくしてしまふんではないのか、誠に遺憾であるということを強くまず申し上げておきたいと思つております。

ただ、本当に一刻も早くという、そういう現場のことを考えながらしっかりとこの場を今日は開かせていただいているわけでございまして、このような形で異例中でございますが、審議に入りましたいふうに思つております。

まず冒頭、総務大臣におかれましても、ゴールデンウイーク含めて震災対応をしつかりやつていただきました、本当に心から敬意を表するものでございます。昨日ですか、福島においてになつて記者会見が何かされて、生活再建支援金ですか、この国の負担割合をもっと大きくするべきではな

いのかというような趣旨の発言をされたというふうに報道されておりましたけれども、全くそのとおりだなど。今までの質問の中でも、本当に地方の自治体の財政力、厳しいところがいっぱいあるわけでございまして、できることであれば、その被災者をどう支援するかという立場から、国が被災者をどう支援するかという立場から、国がもつと負担割合を大きくしていくべきではないのかというふうに私も思つております。そこで、今日は通告しておりませんが、昨日の夜ニュースを見たものですから、コメントをいただきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 被災者生活再建支援制度は、神戸の阪神・淡路大震災の後、百万円、そしておいでになりますけれども、今回、三・一東日本大震災を受けてこの二か月、国会、特に参議院においても真摯にこの震災にどう対処するか議論を深めてきたところでございまして、文字どおり、補正また補正関連含めて、ゴールデンウイークを潰しながらやつてきたところでございます。

私も、まず冒頭、今委員長席に藤末理事が座つておいでになりますけれども、今回、三・一東日本大震災を受けてこの二か月、国会、特に参議院においても真摯にこの震災にどう対処するか議論を深めてきたところでございまして、文字どおり、補正また補正関連含めて、ゴールデンウイークを潰しながらやつてきたところでございます。

今回、那谷屋委員長においては、海外渡航をされて、国外だつたからということだったんでしょ

うかゴルフに興じておいでになつて、辞表を提出されたということござりますけれども、誠に参議院として、参議院の役員ですから、その真摯に取り組んできた我々参議院の本当に一気に信用をなくしてしまふんではないのか、誠に遺憾であるということを強くまず申し上げておきたいと思つております。

ただ、本当に一刻も早くという、そういう現場のことを考えながらしっかりとこの場を今日は開かせていただいているわけでございまして、このような形で異例中でございますが、審議に入りましたいふうに思つております。

まず冒頭、総務大臣におかれましても、ゴールデンウイーク含めて震災対応をしつかりやつていただきました、本当に心から敬意を表するものでございます。昨日ですか、福島においてになつて記者会見が何かされて、生活再建支援金ですか、この国の負担割合をもっと大きくするべきではな





○政府参考人(佐々木敦朗君) 今お話をございました。高齢者部分休業制度、平成十六年八月一日施行でございますが、私どもの持つております一番最新のデータで、平成二十二年四月一日現在での高齢者部分休業に係る条例、これを制定をしておりますが、十九の道府県、それから二つの政令指定都市、それから、それ以外に百四十四の市町村となつてございます。それから、平成二十一年度中に高齢者部分休業を取得した職員の数が百三十九名となつてございます。

○寺田典城君 今実績を聞かせていただきました。高齢者部分休業については、地方公務員月報でも非常にバラ色に書いています。地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務員の能率的かつ適正な運営を推進するためとか、それと、高齢者の部分休業を取り上げるということだと、新しい地方自治の時代にふさわしい地方公務員制度の在り方を検討する、漸次的に現役離職のための短時間勤務を認めるとか、そういう非常に縛りもあるような説明書きをしてこの法律は通しているんです。ただし、今実績を聞きましたら、僅か、何というんですか、百三十件ですか、取得状況で。市町村でも条例を上げているのが、千八百ぐらいいあるはずの市町村で百四十四しか条例上げてないといふことは反社会的じゃないですか、それは。どうなんですか、こんな実績では。

○政府参考人(佐々木敦朗君) この高齢者部分休業でござりますけれども、これは国家公務員制度にはない地方独自の制度として平成十六年に制定をしたものでございます。育児休業制度のように基本的に多くの団体で、全ての団体で制定、整備していくたまごとをお願いし、予定をしているものでは必ずしもなくて、この高齢者部分休業については条例で定める団体、こういうことをしたいという団体は条例で定めることによつて、国家公務員にはございませんけれども、地方独自でこういった仕組みを導入することができるという仕組みになつてございますので、これは地方公共団体の選択によって制度を導入するかしないかを選択されているというふうに存じております。

○寺田典城君 ほとんど活用されていない法律と行でござりますが、私はそのように社会にとって必要であるかということなります。それで、地方自治法の第二条の第十四項には、最も経費で最大の効果を上げなければならぬという自治体の責務があります。こういう今みた会が通しているから議会も責任ありますが、これは内閣府でも出している、総務省が原案作つて出していることなんで、これをこのまでいいのか悪いか、そういうことを把握して改善するのが公務員部長のというか総務省の責任じゃないですか、それは。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 先ほど申し上げましたように、十六年に制定されたものでござりますけれども、地方公務員制度として必要な企画立案というものは今後とも検討をしてまいりたい

○寺田典城君 これだけ活用されていないのに、有効だと思っているんですか。

○政府参考人(佐々木敦朗君) この数字が多いかどうかという点については、どちらかということがいろいろな御意見あると思いますけれども、必ずしも全ての多くの団体、かなりの、千七百以上の方で、早期退職する人が四分の一ぐらい望んでいる。恐らくこれは常識的だと思います。ですがそれと、これが全国的なことだと思うんですが、そういうことも含めて、なぜ公務員部は、地方のそういう流れとかニーズだとか、地方が調べたらいいんだろうというような感覚で物申して分権型を進めいくことができるのかということなんですよ。あなた方が縛りを付けているんですから。

それで、ここでこのことを改正する気があるのかないのか、一つの図を見ていただきます。(資料提示) 今日は、何というんですか、わざわざ文部省から山中局長さんもおいでになつていただきています。これ一般的なワイングラスですね、これが二十代、今教員採用されるのは二十七歳で理解するんですが。

○寺田典城君 役に立たない法律を背負つて抗弁をしている、理屈を付けていると、私はそのよう平成二十年なんですが、当時の松永部長ですか、と口論したことがありました。役に立たない法律は反社会的だと、廃止か改正か検討すべきではないとの。そしたら、平成十六年についた。私は、五十歳以上になつたらどうですかと、それと、それは。これから、まだできたばかりだから変えられない。簡単に、木で鼻くくつたような態度でした。私は、五十歳以上になつたらどうですかと、それと、それは。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 先ほど申し上げましたが、毎年その条例の制定状況を調査をしていますが、こういった制定状況、あるいは地方公共団体からの様々な状況もお伺いしながら、これは高齢者部分休業に限らずでござりますけれども、地方公務員制度として必要な企画立案というものは今後とも検討をしてまいりたい

○寺田典城君 これが四十代、五十代の人が辞めるから、職員は学校職ですから取りました。そうしたら、二十一%の方が給与が下がっても時短を望む者がいたということです。特に女性の場合には、五十歳から六十歳までの二九・四%、約三割がそういう希望をしています。そこで、なぜ教員かといふと、後でお示しますけれども。

それと、これ秋田県の範囲だから狭いんじようけれども、定年まで勤務するとした職員が七六%で、早期退職する人が四分の一ぐらい望んでいる。恐らくこれは常識的だと思います。ですがそれと、これが三十代が上がるにつれて四十代、五十年代になつちゃう。五十代になつちゃう。それでそれこそ教育を正常な形でやつていただけるかとなるんですよ。二十代が少し増え、二十代のこつちが、三十代が上がるにつれて四十代、五十年代になつちゃう。それでそれこそ教育を正常な形でやつていただけるかとなるんですよ。その後を局長からひとつ感想をお聞きしたいです。

○政府参考人(山中伸一君) 先生御指摘のとおり子供の数に応じた形で先生の数が決まってくると申しますが、そういうところがござりますので、公立の小中学校の正規の教員でありますと、全国平均では四十八から五十七このところが四割ぐらいです。ただ、秋田は若干それが下の方に集中しております……。

○寺田典城君 秋田でなくたつていいですよ。

○政府参考人(山中伸一君) はい。全国的に四十八から五十七の年齢、それが三九%、約四割を占めておりまして、ワイングラスというふうな形で若年層の採用が少ないという状況がございます。子供たちの教育を考える上でも、新任の先生、それから中堅の先生、ベテランの先生、こういう先生方が一つの学校の中にバランスよく年齢が配置されているということが望ましいということではございますが、採用の状況としては、現状はそのようになつているというところでございます。

○寺田典城君 私も、たくさんの方々から聞きました。年齢の若い先生の方が児童生徒にはじみやすいところがある、これもちろんそうでしょう。幅広い年代の教員と触れ合いの中で多様な経験ができると、良くもあくまでもジェネレーションギャップがあるとか、そういうことなんですよ。

人がなるらしいですね、どうも総務省の流れの中では。まあ松永さんもそのような人だつたらしいんですが、その時代のニーズを変えることぐらいやつぱり考えて、それぐらいの責任があるということを考えていただきたいと思います。

○理事 藤末健三君 予定時間を過ぎていますので、簡潔にお願いいたします。

○副大臣(鈴木克昌君) 今大臣が御答弁させていただいだとおりでありますので、それに従つて頑張つてまいります。終わります。

○寺田典城君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党的山下芳生です。

は被害者に対する全面賠償を否定するものと、どちらもない立場だと私は思います。

そこで、原子力損害賠償紛争審査会の事務局を担当つてゐる文部科学省に聞きます。東電の負担可能な限度額を考慮せよ、事实上上限を設けよという主張に対し、審査会としてどういう立場で臨むのでしょうか。

○副大臣(笛木竜三君) まず、今委員がお話しになりましたその免責云々ということについてなんですが、これは再三私もお答えしておりますが、この免責の場合、異常に巨大な天災地変というのでは、三十六年の法案提出時の国会審議で人類の予

Digitized by srujanika@gmail.com

だから、若い先生もベテランの先生もいらっしゃつてそれでいい教育ができるのであって、そ

多に当然希望されることはござつたれないと國民の意見を得て、議決を経て決まつてゐるわけですから、五十五歳以上とというのは。國会議員の皆さんも承認をされたものでありますからその範囲内でやつてはいるということになりますが、今議員が

自体が筋道いたし 内容も重大たと思っておりま  
す。  
例えば、弊社としては、本件事故による損害が  
原子力損害の賠償に関する法律（以下、原賠法と  
いいます）三条一項ただし書に言う異常に巨大な  
天災地変に当たるとの解釈も十分可能であると考

想していないような全く想像を絶するような事態  
というふうに答えているわけでして、これには当  
たらないという立場、これは変わりません。です  
から、原子力事業者を免責しないということで東  
京電力が責任を負う、この原則は変わつております  
せん。

お尋ねの二点目なんですが、上限を設けるとい  
うこととは考えておりません。それは法律でも、今

シングルからつて国が豊かになるとかそういうことを考へている男じやございません。要は必要な二一ツをどうやつてやるか。それを全国一律で

全く私、共感をいたします。そういうところで、これから子供たちが減っていく中で義務教育の教員の体制をどうするべきかというのは本当に真剣に考えるべきでありますし、それが柔軟に実行できるような、そういう制度も歓迎しながら、

今回の事故がただし書に基づく免責には当たらぬという考え方を例えれば三月の終わりあるいは四月初めなど繰り返し表明をしておりまして、この期に及んでこういう主張をするとは、史上最悪の原発事故を自ら起こしたという自覚が欠落していると言わざるを得ません。

うことは考えておりません。それは法律でも、今言つた原則にのつとつても上限を設けることはしません。

ただ、被災者の救済ということが本当に第一だと思つていますので、事業者がしっかりとその責任を全うできるのかどうか、全うできるよう、あるいはそれが確実にされるよう、政府としても支援をしっかりとしていくことは必要だと思います。

改善見直しというのは必要だろうと私は思いました。一種のこれ義務付け・桦付けですから、五歳というのは。ですから、義務付け・桦付けの観点から見直しをするという、地域主権、地方分権

的な方策が確定していないことから、弊社としては、仮に一次指針が策定されたとしても、その全額の弁済することは早晩困難になると考えられる」と書かれています。この一次指針というのは、全面賠償の前に部分的であっても仮払いなど早期の被害者救済が必要との判断から策定されたもの

も支援をしっかりとしていくことは必要だと思つています、上限を設けるということではありませ  
んが。

○山下若生君 上限を設けることではないということ  
答えでした。

経産省に聞きます。私は、こうした要望書が提出された背景には、東京電力の原発事故に対する

ア活動をするとか、いろんな様々な効果も期待で  
きると、こういった議論もある中でこういう制度

なかなかがんばればいいとして、直かありますいわれども、そういう観點からするとワークシェアリングということにもなりますので非常に有用な見直しだと思いまますので、取り組んでいきたいと思います。

さらには、一次指針の策定に当たっては、当社の実質的な負担可能限度額も念頭に置かれた上、公正円滑な補償の実現に資するものとなるよう御配慮いただきますようお願い申し上げますとあります。

出された背景には、東京電力の原発事故に対する責任感の欠如があると思います。我が党の吉井英勝衆議院議員あるいは我が党の福島県委員会などによつて早くから、地震・津波で全電源の喪失、炉心溶融が起ることを指摘されてきたにもかかわらず、備えを怠つてきたことによるこれは人災であるという自覚が欠落していることがあると思



ありませんけれども、もし減免するとしましたら、公立の場合は全額自治体の負担となりまして、これは被災地の自治体にとつては、今次の災害を受けた財政事情からしますと、とても堪えられるものではないと思います。

この件に限らず、震災対応、特に復旧に対しても基本的な考え方はできる限り国費でもつて対応していただくということを基本にしておりまして、今次の第一次補正でありますとか財政援助の特例法などもそういう理念の下に編成しておりますので、是非、この保育料の減免につきましてもこの基本的な理念、すなわちできるだけ国費でもつて被災地の財政を圧迫しないようにという、こういう考え方を是非厚労省にも貫いていただきたいと思いますし、それは総務省としても是非応援をしたいと思っております。その上で、地方財政措置をどうするかというのは、また厚労省のそこの検討を踏まえて協議を申し上げたいと考えております。

ありましたが、もし減免するとしましたら、公立の場合は全額自治体の負担となりまして、これは被災地の自治体にとっては、今次の災害を受けた財政事情からしますと、とても堪えられるものではないと思います。

か。あるいは危ない、福島県絡みになるのかもしれぬけれども、あるいはいろんな危険などころにでも場合によつてはやつてもらつたり泊まつてもらつたり、その安全性の確保がちゃんとやつているか。

そういうことで、まさにこの後も息長くボランティアの活動をしていただかなければいけないと思つておりますし、そういう意味で、私どもとしても、ボランティアニーズに関する正確な情報の発信、さらに各方面に対してもボランティア活

をして、いざれにしましても、その受入れ体制の強化ということを図った上で、先ほど申し上げたようなニーズの多様化と、あるいはそのボランティアに対するニーズの拡大ということに対応したいと考えているところでございます。

県絡みになるのかもしろんな危険なところにもらつたり泊まつても保がちゃんとやつていいふうに考えておる

そういうことで、まさにこの後も息長くボランティアの活動をしていただかなければいけないと思つております。そして、そういう意味で、私どもとしましては、ボランティニアーズに関する正確な情報の発信、さらに各方面に対してもボランティア活動に積極的な参加ということをお願いをしたいと思います。  
○片山虎之助君 ボランティアの受付とその仕分というのか、それから今あなたが言つた心のケアなんかできる人も中にはおるんでしようけれども、そういう人を仕分けをして割当てをやつて、そういうのは社協がやつてあるんですか、被災地のところです。

○政府参考人(藤井直樹君) 今委員の御指摘のありましたいわゆるボランティアのニーズと具体的な人のマッチングでございますけれども、これは、各地域のボランティアセンター、これは市町村の社協が設置をしておりますけれども、そちらのボランティアセンターの方で措置をしておるところでございます。

○片山虎之助君 いや、そのボランティアセンターが実務能力に物すごく差があるのよ。それで、いろんな不満や不平もあるし、結局行つても、まあ大したことにしてないというわけでもないんだろうけれども、今あなたが言われた泥の除去なんというのが中心らしいけれども、それはこれから、何らかの仕組みというのか、改善をするお考えはありますか。

○政府参考人(藤井直樹君) ボランティアセンターでございますけれども、被災各地に置かれておりますけれども、委員御指摘のようにかなりその状況も異なりまして、やはり全般的に言えばその受け入れ体制というのがまだ不十分であるという認識をしております。これは、ボランティアコーディネーターと言つておりますけれども、まさにそのマッチングをする人のやはり絶対的な数の不足というのもございますので、こういう方々についてどのように増やしていくかというところについて今現地自治体あるいは社協とも御相談

をして、いざにしましても、その受入れ体制の強化ということを図った上で、先ほど申し上げたような二一、二の多様化と、あるいはそのボランティアに対するニーズの拡大ということに対応したいと考えているところでございます。

○片山虎之助君 まだまだボランティアに期待するところ大きいのよね。だから、これは大変な目的集団、エネルギーですから、これは上手に使うというのは言葉が悪いけれども、使ってもらわにやいかぬのだけど、例えば、それじゃ今、中央の役所で担当しているのはあなただけでしよう、あなたも偉い人なのかもしけれけれども。しかし、組織的にちゃんと対応しているんだろうかと思つて、いるんですよ。役所、どうなつて、いるんですか、今。

○政府参考人（藤井直樹君） 発災直後に内閣官房に震災ボランティア連携室というものを新設をしております。こちらにつきましては、今総員十七人ということで動いておりますけれども、さらには辻元総理補佐官が震災ボランティア担当ということでござりますので、そういう体制におきまして、あとは生活支援、避難所その他を見ております生活支援本部というのが政府の中にござりますけれども、そちらとも密接な連携を取りながら施策を進めているところでございます。

○片山虎之助君 時間が余りありませんからあれだけれども、中央も現地もちゃんとボランティアの人のエネルギーがうまく使えるように、そういう体制を至急整えて、まだ息長いんだから、これからなんだから、本番は、是非、よろしくお願ひします。

それから次に、この前もちょっとと言つた義援金なんですよ。この前は、義援金が二千億も集まっているんだから早う配れと、配る手がなければ国がやれと、あるいは国の代行の機関か団体がやれと、こういうことはこの前言つたんだけど、しかし、考えてみると、義援金というのはほとんど法律がないんだよね。あれは任意にある程度自由に集めて自由に配れるんでしょう。法的にはどう



りますが、いましばらく時間をいただきたいと思つております。

といいますのは、一つは、議員もおっしゃつたように、津波ですとも何にもなくなっていますから誰が見ても明らかで、税を取るべきでないということになるんですけども、今滅失も損壊もしないまま残つていて、しかし実質上使用收益でないという、こういう状態がありまして、これがいつまで続くのかということ、これをちょっと見極める必要があると思います。しかも、必ずしも原発地域一律ではないと思いますので、これを見極める必要があるということ。

それから、こうなった原因がやはりこれは東京電力にあるわけでありますし、税の減免をするとはどう来られておられましたが、文科省の方の検討会で検討することになりまして、一応今のところはペンディングになつておりますので、今後の検討課題となつておりますので、その辺の成り行きも見てみなきやいけないということがありますので、いましばらく時間をいただければと思つております。

ただ、納税者と自治体の関係が、課税通知を交付して納税者が困惑するということになつても困りますので、取りあえず課税行為は延期するようお願いをしておりまして、当面はそれについていきたいと思いますけど、いずれにしてもらえるだけ早くめどを付けたいと考えております。

○片山虎之助君 東京電力との賠償の絡みは必ずあるんですよ。しかし、それを理由に延ばされるとということを、これは私はやっぱり皆さん、関係の皆さん太変心配だと思いますよ。そこはまず思い切つてやって、あとは求償関係で解決するということがあるので、ひとつ検討してくださいよ。

○又市征治君 社民党的又市です。

まず初めに、原子力安全委員会に一問お伺いをしたいと思います。

菅総理が四日、福島県の双葉町の井戸川町長らと意見交換をされて、福島第一原発の事故による避難住民の帰宅時期について、東電の工程表が予定どおり進めば年明けには一定の安定状況になると見直しを行ふ所点で改めて判断すると述べて、来年一月ごろには帰宅の是非を判断する意向を示した、こんなふうに一齊に伝えられました。

しかし一方で、原子力安全工学の専門家たち、例えば近畿大学原子力研究所の伊藤哲夫所長らはインタビューで、本当の廃炉作業というのは東電が言うステップ2が終わる六ないし九か月後になりますが、最大の難関で最も重要なのが圧力容器から燃料を取り出す作業で、これは十分に炉内が冷えないと無理なので、早くても四年から五年後、しかも燃料が破損して数ミリ以下の粒子状になつてゐるというから、全て回収できるか疑問があります、できなければ圧力容器そのものにコンクリートを流し込んで完全密閉するしかないかもしれませんと語つている。

〔理事藤末健三君退席、理事加賀谷健君着席〕

つまり、来年の一月ごろまで住民に避難生活を余儀なくさせた上で、その時点で、いや帰宅はあと五年後ですよなどという発表というのは許されないと思うんですね、これ。一方で、十年から二十年は住めないだろうなんという、内閣参与と話しあつたなんという話も伝わつていて。

そこで、原子力安全委員会は、この科学的な分析、見通し、そういう立場に立つてどのように御判断なさつてあるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府参考人(久木田豊君) お答え申し上げます。

原子力安全委員会といたしましては、四月の十日に計画的避難区域等の設定について原子力災害対策本部長に意見を提出してございますが、その際に、計画的避難区域等の在り方については、放

射性物質の放出が基本的に管理された状況にあると判断されるに至つた時点で見直しを行うことが適当であるといたしております。すなわち、発電所からの放出率が十分に低下し、さらに、当該区域に影響を与えるような放出が起る可能性が十分に小さいと判断される時点において見直しを行ふことが適当と考えてございます。

〔理事加賀谷健君退席、理事藤末健三君着席〕

さらに、見通しに当たりましては、環境モニタリングに基づきまして当該区域における放射線量率や地表に沈着した放射性物質濃度等についてのデータが蓄積、分析されて、居住や社会活動を開いたときの被曝線量が予測可能となりまして、これに基づいて被曝線量の適切な管理が行えるようになること、これが必要であるというふうに考えてございます。

○又市征治君 問題は、やはり科学的に分析をされて、その立場で国民にしっかりと分かりやすい話を 통하여もらおうということを注文しておきたいと思います。

久木田さん、お忙しい中、出ていただきました。御退席いただいて結構です。

ところで、この期間は政府の避難決定で自治体が自治体として機能できないわけですね。総務省はというか政府は延期した選挙の再延長はないという方針ですけれども、震災、津波の被災地もさることながら、原発で避難区域に指定された約十万人近い住民が、事と次第によつては一年あるいは五年たつても現住所へ戻れない、こういう可能性があるわけですね。その期間の公民権、つまり選挙権や被選挙権、これはどういうふうに扱われます。

○又市征治君 ありがとうございます。

もう一つ、地方交付税は住民の数や児童生徒数

○政府参考人(田口尚文君) お答え申し上げます。

この三月に成立をさせていただきました統一地方選挙の選挙期日の延期に関する震災特例法でございますが、この指定された団体の中には御指摘の福島県の原発関連地域の団体も含まれているところでございます。現在のところでは、これらの団体につきまして、延期後の選挙期日が定められている状況には至っていないところでございます。

そこで、御質問につきまして制度面から申し上げますと、被災された方々の選挙権の行使につきまして、仮にその被災された方々が当該市町村内の避難所等におられる場合につきましては、市町村選管が指定した場所に設けられます期日前投票所において期日前投票ができることとされております。こういった対応が可能な場合につきましては、期日前投票所、複数設けることもできるところでございますが、便宜を考えた設置場所、箇所を決めることが適当と考えております。

次に、県外を含めまして当該市町村以外に避難をされているという場合につきましては、現行制度上、そのそれぞれの避難されている場所の最寄りの市町村選管に行きますと不在者投票ができる制度となつてございます。また、これを円滑に進めめるためには、当然ながら、避難者の方々の避難の方法等の周知について十分きめ細やかに対応しておくことが必要というふうに考えております。

いずれにいたしましても、被災された方々の選挙権の円滑な行使ということが図られるよう、当然ながら、延期後の選挙期日を設定する場合におきましては十分被災団体の御意見を伺つた上で対応するとともに、選挙の執行の際には、避難されている方々への十分なる情報提供等も行いながらきめ細やかに対応してまいりたいと考えてございます。

あるいは高齢者数、公共施設の数などいろいろな様々な要素を組み合わせて算定をされておりますけれども、そこに住民がいない、施設も壊れたま

まだという自治体に対してこの需要額の算定はどういうふうになさるのか、伺つておきます。

税というのではなく、基礎数値というものを用いて算定をするわけでございまして、現在その数値を収集中といいますか報告を求めているところでござりますけれども、関係省庁の所管するもの

も多いわけでございまして、そういうところとともに相談しながら現在検討を進めているところでございまして、現段階で省として明確な方針を定めたところではございませんけれども、御質問でございまますので、阪神・淡路大震災のときの例も踏まえまして、現在進めております作業の中の基本的な考え方を述べさせていただきまして、また今後、先生方や関係各方面あるいは地元自治体の意見を伺いながら適切に対処していくべきだという

ふうに思つてゐるわけでござりますので、御了了解をいただきたいと思います。

おえ、難局あるまいに日本は災害の予防や林の整備でござります。しかしいずれにしても、このままでは基本的には一時的な避難であるうといふうに認識をしています。一刻も早く元の場所に戻りたいというのが住民の方々のお気持ちではないかと。

そういうことを踏まえますと、地方交付税法の第一条にも地方行政の計画的な運営を保障するという趣旨が書かれております、そういうものに沿つて、余り短期的な数値の変動で大きな基準財政需要額の増減が生ずることのないように考えていくこうということでございますけれども、一方では交付税法の規定で測定単位の数値だとそういうものが法定されているものもございます。

そういうことを勘案しながら、今申し上げましたように、短期的に大きな変動が生じないようにならなければなりません。

配慮しつつ、実際の財政需要というものもあるわけですが、ございまして、こういうものと大きく長期間間乖離するということも交付税の本旨としてはおかしいのだろうということで、そういうことの両立を図つていかなければならぬというふうに考えていまして、二、三の例を申し上げますと、交付税は人口で決まってくる部分が大宗でございますので、この人口でございますけれども、これは、幸いと申しますか、平成二十二年の国勢調査、これが終わっておりますと、速報値が公表されております。そして、これは確定値になりますと五年間この人口を使うということになりますので、これは非常に安定的な測定単位の数値ということになりますので、これを用いてる例えば社会福祉費などにおいては余り問題がないのではないかと。逆にこれが長期化した場合に、実際の財政需要と乖離することどうするかという逆の問題の方があつた場合に、若干あるのかなというふうに考えておりまます。

また、短期的な瞬間風速的な測定単位というのもございまして、これは代表例は学校基本調査、毎年度五月一日現在で調べます児童生徒数、これに基づく学級数とか教職員定数でございます。これは現在、文部科学省の方で五月一日でできるのかどうかということも含めて検討されているところでございます。こういうものにつきましては、先ほど申し上げましたように、短期的に児童生徒が避難をしてほかの市町村の学校に転入しているからといって、すぐに需要額を大きく変動させていいかどうか。阪神・淡路大震災の際には、いつ戻るかもしれないということで、元々の被災市町村にも需要額がある程度積んでいたということもあるわけでございまして、そういうようなな例も参考にしながら今後適切に算定作業を進めていくべきだと考えております。

大臣に最後にお聞きしておきたいと思いますが、二日、この委員会で私どもの吉田委員が質問をいたしまして、大臣は、新たな手法の提案として、ハードもソフトもある程度一緒にして、自治体の方でどういう町づくりにするか、自主的に使えるお金を準備するというやり方もあるという考え方、これ前からおっしゃっていることですけれども、そういう考え方も示されたわけです。その意義、私たちは大変高く評価をするわけですが、まさに言われたとおり、今まで我が国ではこういう手法を取つていなければ、仮にそういう手法が取られれば、自治体の方はどういうプロジェクトにどれだけ使おうか、コミュニティの再生を含めた必要なソフトの経費を自主的に選択できるとおっしゃったように、まさにこの自主性が伸ばされていくというか、自主性に委ねられるという意味で大変意義があるんだろうと思う。ただ、これ、のんびりと中長期的に検討するという話ではないわけで、ようから、是非第二次補正からやつてもらいたい、こういう思いがあります。

大臣の言われた事業官庁で言うならば国交省であるとか厚生労働省などの同意が必要になる部分も出てくるんでしようけれども、是非そこはやっぱり克服をして、災害復興といつてもソフト事業に十分使えるような包括的な交付金、これを今回限りでもいいから創設していくべきだ、そのぐらいの強い決意で臨むべきだ、こんなふうに思いました。

大分前の報道で与党内で復興交付金数兆円規模を検討というのが出ていましたけれども、この時点では、大臣が先週我が党の吉田議員の提言に答えたられたような、ハード事業でカバーできないソフト事業も重視した、しかも使い道を自主的に決められるような交付金という考え方はここには出ていないわけですねけれども。そして、大臣は、先週の最後に、具体的なアクションとして、これはできるだけ早めにどっちの方向で行くかは決めないときやいけないと、早くそういう問題提起をしてみたい、こういうふうに決意を述べられておるわけ

○國務大臣(片山善博君) 被災地の皆さんから考え方を伺いますと、これから復旧、それからそれに続く復興の過程で相当の事業を行わなければいけない、これハードもソフトもそうでありますけれども、そのためには当然相当量の国費というものを導入していただく必要があるということになりますが、その際に、できるだけ自主性とか自由度とか自発性とか、そういうものが生かされるような資金の形態にしていただきたい、例えば仮に今までの補助金であったとしても非常に厳格な縦割りの中での細かい手続などをはょつともらいたいという意見が強く出ておりますし、それをもつと超えて、もう例えばハード事業をどの事業を選択するかはいわゆる一括交付金として自由に使えるような、そういうものにしてほしいとか、さらにはハードもソフトも込みで自由に使えるようなそういう一定の基金であるとか一括化された交付金であるとか、そういうものを是非というのは、もうこれ各自治体から出ておりました。

これは今検討が進めておられます復興構想会議でも当然検討課題になりますが、それを待つことなく早く政府の中でも検討しなければいけないということで、先週でありますけれども、閣議が終了した後の閣僚懇談会でも、私、このことだけ取り上げたわけではありませんけれども、復興構想会議の結論を二か月間待つのではなくて、必要な施策については政府内で積極的に検討をすべきであるということを総理含めて申し上げました。その際に、一括交付金でありますとか復興特区でありますとか、こういうものが強く寄せられているので、被災地から、そういうものを含んで検討をすべきであるということを申し上げた次第であります。

○又市征治君 時間が参りましたから終わりますが、今おっしゃつたように、もつと言うならば包的な災害復興自治体交付金とでも言うべきか、

ですか、さて、その後の進展状況なり、あるいは今後の見通しなり決意なり、このことをお伺いをしておきたいと思います。

これハートもソートもそうですけれども、そのためには当然相当量の国費というものを導入していただく必要があるということになりますが、その際に、できるだけ自主性とか自由

度とか自発性とか、そういうものが生かされるような資金の形態にしていただきたい、例えば仮に今までの補助金であったとしても非常に厳格な縦

割りの中での細かい手続などをはしょつてもらいたいという意見が強く出ておりますし、それをもっとと超えて、もう例えばハード事業をどの事業を選べばよいか、つまるところ金について自由に

を選擇するかはいわゆる一括交付金として自由に使えるようなそういうものにしてほしいとか、さらにはハードもソフトも込みで自由に使えるようなそういう一定の基金であるとか一括化された

交付金であるとか、そういうものを是非というの  
は、もうこれ各自治体から出ておりました。  
これは今検討が進めておられます復興構想会議

でも当然検討課題になりますが、それを待つことなく早く政府の中でも検討しなければいけないと  
いうことで、先週でありますけれども、閣議が終

了した後の閣僚懇談会でも、私、このことだけ取り上げたわけではありませんけれども、復興構想会議の結論を二か月間待つではなくて、必要な会議の結論を二か月間待つではなくて、必要な

施策については政府内で積極的に検討をすべきであるということを総理含めて申し上げました。その際に、一括交付金でありますとか復興特区であ

りますとか、こういうものが強く寄せられているので、被災地から、そういうものを含んで検討をすべきであるということを申し上げた次第であります

○又市征治君 時間が参りましたから終わりります  
が、今おっしゃつたように、もつと言うならば包  
括的な災害復興自治体交付金とでも言うべきか、



4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

## (旧退職一時金に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十一条の三第一項に規定する退職一時金(以下「旧退職一時金」という。)については、なお従前の例による。

## (旧退職一時金の加算の特例)

第六条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受けた権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を行なったときは、この限りでない。

## (旧退職一時金の算定の特例)

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第六十一条第一項に規定する掛金(以下「掛け金」という。)の総額に相当する金額に次の方号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る特別掛金(以下「特別掛け金」という。)の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

## (旧退職一時金の算定の特例)

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十一条第一項に規定する公務傷病年金(以下「旧公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

## (旧遺族年金に関する経過措置)

三 在職期間が八年を超える者 百分の十六

## (旧公務傷病年金に関する経過措置)

三十一 在職期間が四年を超える者 百分の二十四

## (旧遺族年金に関する経過措置)

三 在職期間が四年未満の者 百分の二十九

## (旧遺族年金に関する経過措置)

三 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十二

## (旧公務傷病年金に関する経過措置)

三 在職期間が四年未満の者 百分の三十三

## (旧公務傷病年金に関する経過措置)

三 在職期間が八年を超える者 百分の三十一

## (旧公務傷病年金に関する経過措置)

3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)であつた期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは、同項第一号中「百分の三十二」とあるの

は「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十一」とあるのは「百分の二十三」とする。

## (代替退職一時金)

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる。

## (旧遺族一時金の加算の特例)

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金について、旧退職一時金に関する規定の例による。

## (旧遺族一時金の算定の特例)

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧遺族一時金の算定の特例)

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

第十条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条の三第一項に規定する遺族一時金(以下「旧遺族一時金」という。)については、なお従前の例による。

## (旧遺族一時金の算定の特例)

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる。

## (旧遺族一時金の算定の特例)

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間にかかるわらず、旧遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧遺族一時金の算定の特例)

4 既に代替退職一時金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧遺族一時金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

4 既に代替退職一時金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧公務傷病年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

4 既に代替退職一時金を受けた者が第一項の規定に該当する当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧公務傷病年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額と

## (旧公務傷病年金の算定の特例)

十を乗じて得た金額との合計額とする。

第十三条 特例退職年金の年額の算定については、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

## (在職期間の計算)

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条第一項に規定する者の在職期間に係る掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

## (在職期間の計算)

3 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

## (特例退職一時金)

4 第十四条 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

## (特例退職一時金)

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第六十九条の二第一項の規定は、適用しない。

## (特例退職一時金)

3 特例退職一時金の額は、その者の在職期間にかかるわらず、特例退職一時金の給付事由となつた死亡に係る者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」とする。

## (特例退職一時金)

4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。



得た金額とする。

(年金額の改定)

**第二十一条** 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参考し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三十三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。)に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(国税徴収法の適用に関する経過措置)

**第二十二条** 旧退職年金及び特例退職年金に係る債権は、国税徴収法昭和三十四年法律第百四十七号)第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。  
(存続共済会)

**第二十三条** 旧共済会は、次に掲げる業務を行う

2 旧退職一時金及び代替退職一時金並びに特例退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六号)第七十六条第一項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定によりなお存続するものとされる旧共済会(以下「存続共済会」という。)に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百五十五条第一項各号 列記以外の部分	地方議会議員共済会(以下「共済会」)	地方議会議員をもつて 下「地方議会議員」という。)	地方議会議員(以下「議会の議員」)
	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会(以下「存続共済会」)	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会(以下「存続共済会」)	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会(以下「存続共済会」)
	議会の議員	議会の議員	議会の議員

号	都道府県議会議員共済会	都道府県議員存続共済会
第一百五十五条第一項第二号	議会の議員	議会の議長
第一百五十五条第一項第三号	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第一百五十五条第一項第四号	議会の議員	議会の議長
第一百五十五条第一項第五号	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
第一百五十五条第一項第六号	共済会	存続共済会
第一百五十五条第一項第七号	代議員会	代議員会
第一百五十五条第一項第八号	共済給付金	存続共済会
第一百五十五条第一項第九号	代議員会(都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。)	代議員会(都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。)
第一百五十五条第一項第十号	存続共済会	存続共済会
第一百五十五条第一項第十一号	地方法規等の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金(以下「旧共済給付金」という。)並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金(以下「特例共済給付金」とい	地方法規等の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金(以下「旧共済給付金」という。)並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十八条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金(以下「特例共済給付金」とい

前条第一項に規定する掛金及び特別掛金同法の施行現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八号(見三十九号合併)つ

同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条规定する共済合計会の

第二十四条 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者は、これらの者であつた者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(地方税法の一部改正)  
第三十一条 地方税法の一部を次のように改正す  
る。

(旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置)  
第二十五条 旧共済会に係る掛金、特別掛金及び負担金の徴収については、なお従前の例によ

第七十二条の五第一項第五号中「地方議会議員共済会」を削る。

組合連合会及び地方議会議員共済会を及ひ地方公務員共済組合連合会に改める。  
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

する。書類その他の物件の提出を求めることがで

第三十二条 有納公済会にかかる前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員共済組合連合会」と

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対するは、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

あるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法」の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会)と、同項中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会及び地方公務員等共済

**第二十七条** 存続共済会は、年金である給付に關する処分に關し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めるこゝである。

組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会とする。

ことができる。

度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

則第二十三条第一項の規定によりなほその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について、は、なお從前の例による。

第二十五条の表第七十四条第一項第一号の項  
中「(第十一章を除く。以下この条、第七十八条  
の一、第七十九条第六項及び第一百四条の二に  
おいて同じ。)」を削り、「地方公務員等共済組合  
法の規定」及び「同法の規定」を同法に改め、  
同表第八十条第二項の項中「第八十条第一項」を

